

北海道ウイルス性肝炎対策実施要綱の達成状況について

目標	指標	数値目標	達成状況	資料1の該当頁
1 普及啓発の強化	指標1 職域を対象にウイルス性肝炎の正しい知識の普及啓発を行う機会の確保（継続）	年1回以上実施	達成 (2月に職域事業者向けに啓発を実施)	2～6頁
	指標2 道立保健所による一般市民向けの普及啓発の機会の確保（新規設定）	年1回以上実施	達成 (肝炎デーの際にポスターやホームページを利用した呼びかけ実施)	2、7頁
2 肝炎ウイルス検査受検件数の増加	道立保健所での検査件数の増加（継続）	422件以上に増加	未達成 ※検査数は増加傾向	8～10頁
3 医療提供体制の整備	肝疾患に関する専門医療機関を指定している二次医療圏域数の増加（継続）	21圏域	未達成（20圏域）	11頁
4 陽性者フォローアップ事業による陽性者の早期医療受診を増加	フォローアップを実施する市町村の割合の増加（新規設定）	50%以上	未達成（15%）	12頁
5 肝炎医療コーディネーターの活用について	指標1 肝炎医療コーディネーターの認定者数増加（新規設定）	1,000人以上	達成（1,015人）	12頁
	指標2 肝疾患に関する専門医療機関への肝炎医療コーディネーター配置率の向上（新規設定）	100%	未達成（53%）	12頁
	指標3 市町村への肝炎医療コーディネーター配置率の向上（新規設定）	20% (35/179市町村)	未達成（11%）	12頁
	指標4 道立保健所の肝炎医療コーディネーター配置率の向上（新規設定）	100%	未達成（88%）	12頁

※ 数値目標は、令和6年度から11年度の6年間

○目標1：普及啓発の強化

潜在的キャリアの早期発見と検査陽性者の早期受診による重傷化防止の実現のため、職域及び一般市民への肝炎の予防と早期発見に関する正しい知識、医療制度・検査制度の普及啓発を関係機関と連携し推進する。

<指標1> 職域を対象にウイルス性肝炎の正しい知識の普及啓発を行う機会の確保（継続）

【目標】 年1回以上実施

【策定時】 未実施 ⇒ 【令和6年度の達成状況】 令和7年2月に地域保健課の職域研修にて啓発を実施（P3～P6）

<指標2> 道立保健所による一般市民向けの普及啓発の機会の確保（新規設定）

【目標】 年1回以上実施⇒肝炎デーにあわせ保健所にてポスター掲示による啓発を実施

【策定時】 未実施 ⇒ 【令和6年度の達成状況】 肝炎デーにあわせ保健所にてポスター掲示やホームページによる啓発を実施（P7）

肝炎（B型・C型）予防について

1 ウイルス性肝炎とは

○ ウイルス性肝炎は、A、B、C、D、E型などの肝炎ウイルスの感染により起こる肝臓の病気。A型、E型肝炎ウイルスは主に食べ物を介して感染し、B型、C型、D型肝炎ウイルスは主に血液を介して感染。中でもB型、C型肝炎ウイルスについては、感染すると慢性の肝臓病を引き起こす原因となります。

	B型肝炎	C型肝炎
主な感染経路	<ul style="list-style-type: none"> ・母子感染 ・性感染 ・血液感染 (B型肝炎ウイルスをもった人とのカミソリ、歯ブラシの共用、入れ墨、ピアスの穴開け、違法薬物使用時の注射回し打ち)	<ul style="list-style-type: none"> ・母子感染 ・性感染 ・血液感染 (輸血、入れ墨、ピアスの穴開け、違法薬物使用時の注射回し打ち)
潜伏期間	2週間から6か月	1か月から6か月(平均3か月程度)
感染後の経過	出生時または乳幼児期に感染すると、キャリア化することがあるが、一部のタイプを除いては、これ以降の時期の感染ではキャリア化することはまれ。B型肝炎のキャリアの場合、10～15%は肝臓病(慢性肝炎、肝硬変等)がみられる。	C型肝炎ウイルスに感染した場合、B型肝炎よりもキャリア化する率は高い(約8割)とされる。感染初期は自覚症状がないことが多く、放置すれば肝硬変、肝がんに行進する
キャリア数※1	約110～120万人(推定)	約90～130万人(推定)
患者数※2	約19万人(推定) (慢性肝炎 約15万人/肝硬変・肝がん 約4万人)	約30万人(推定) (慢性肝炎 約21万人/肝硬変・肝がん 約9万人)

※1 令和元年度 厚生労働科学研究費補助金 肝炎等克服政策研究事業 報告書(田中班)

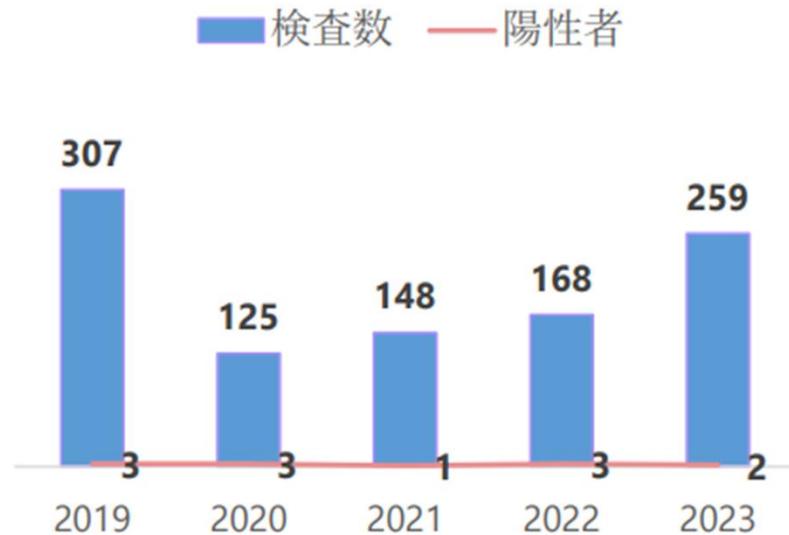
※2 令和2年度 厚生労働科学研究費補助金 肝炎等克服政策研究事業 報告書(田中班)

※ 令和7年（2024年）2月13日（木）令和6年度道民の健康づくり推進協議会 地域・職域連携推進専門部会資料より ②

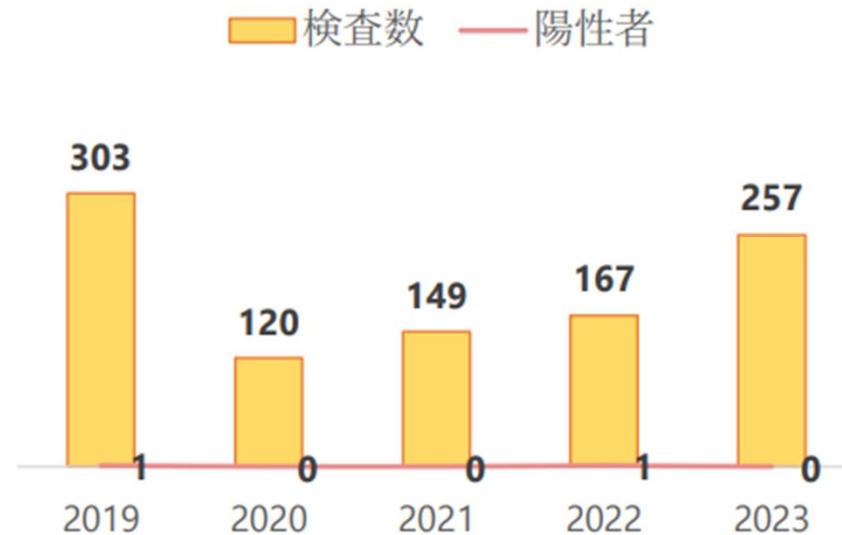
○ 検査をできるだけ早く受けることで、もし肝炎ウイルスに感染していても適切な治療により、深刻な症状に進行することを防ぐことが出来るため、厚生労働省では、肝炎ウイルス検査を一生に一度受けることを推奨しています。

2 肝炎検査の状況について

道立保健所でのB型肝炎検査数と陽性者数の推移



道立保健所でのC型肝炎検査数と陽性者数の推移



※ 令和7年（2024年）2月13日（木）令和6年度道民の健康づくり推進協議会 地域・職域連携推進専門部会資料より ③

- 道立保健所でのウイルス性肝炎検査数は、2020年以降コロナ禍の影響もありB型・C型肝炎検査ともに半減しましたが、持ち直しつつあります。
- 道立保健所では、次に該当される方を対象にウイルス性肝炎検査を無料で行っており、少量の採血によりB型・C型肝炎両方のウイルス検査が可能です。検査の結果は、1時間程度でお知らせ可能ですが、C型肝炎ウイルス検査においては、陽性が疑わしい場合などに二次検査を行うため、結果がわかるまでに更に2週間程度を要します。また、検査日には、肝炎に関するカウンセリングを受けることも出来ます（要予約）。

- ① 輸血や臓器移植を受けたことがある者及びフィブリノゲン製剤（フィブリノゲン糊としての使用を含む。）、輸入非加熱血液凝固因子製剤を投与された者
- ② 薬物濫用者
- ③ 入れ墨、ボディピアスをしたことがある者
- ④ 肝炎ウイルス感染者と性的接触のあった者
- ⑤ 予防接種法に基づく定期の予防接種を集団接種された者
- ⑥ その他感染の可能性が疑われる者
- ⑦ その他検査の受検を希望する者。ただし、過去に本検査を受けたことがある者、医療保険法その他法令に基づく保健事業等のサービスを受ける際に、合わせて当該肝炎ウイルス検査に相当する検査を受けた者又は当該検査を受けることを予定している者若しくは、健康増進事業の対象者については除くものとするが結果的に受けられなかった者又は再検査の必要性のある者については、この限りでない。※R6年4月1日から追加

※札幌市、小樽市、旭川市、函館市の保健所設置4市においても無料の検査が実施されております。

3 職域団体の皆様へのお願い

- ウイルス性肝炎は、早期に発見が重要であるが、肝炎ウイルスに感染しているものの、肝炎の自覚のない者が多数存在すると推定され、感染経路や治療等に対する国民の理解が十分でないことなどの問題が指摘されています。
- こうした中、厚生労働省においては、肝炎の患者や感染者が早期に感染を自覚し、早期に治療が受けられる環境を作るため、事業者及び保険者の皆様の御理解、御協力が不可欠であるとし、令和5年3月22日付けで、職域団体に対し協力を要請しています。道としても、更なる肝炎予防対策の推進のため、職域団体の皆様において次の取組について関係者等へ周知を行うなど、引き続き御協力をお願いします。

- ① 従業員の方に対して、**肝炎ウイルス検査を受けることの意義を周知し、検査の受診の呼びかけをお願いします。**
- ② 従業員の方が肝炎ウイルス検査の受診を希望する場合、受診機会拡大の観点から、特段の御配慮をお願いします。
- ③ 医療保険者や事業主等が肝炎ウイルス検査を実施した場合の検査結果について、本人の同意なく本人以外の者が不用意に検査受診の有無や結果などを知ることのないよう、プライバシーの保護に十分御配慮をお願いします。

職域団体宛てに受検呼びかけを実施

○目標2：肝炎ウイルス検査受検件数の増加

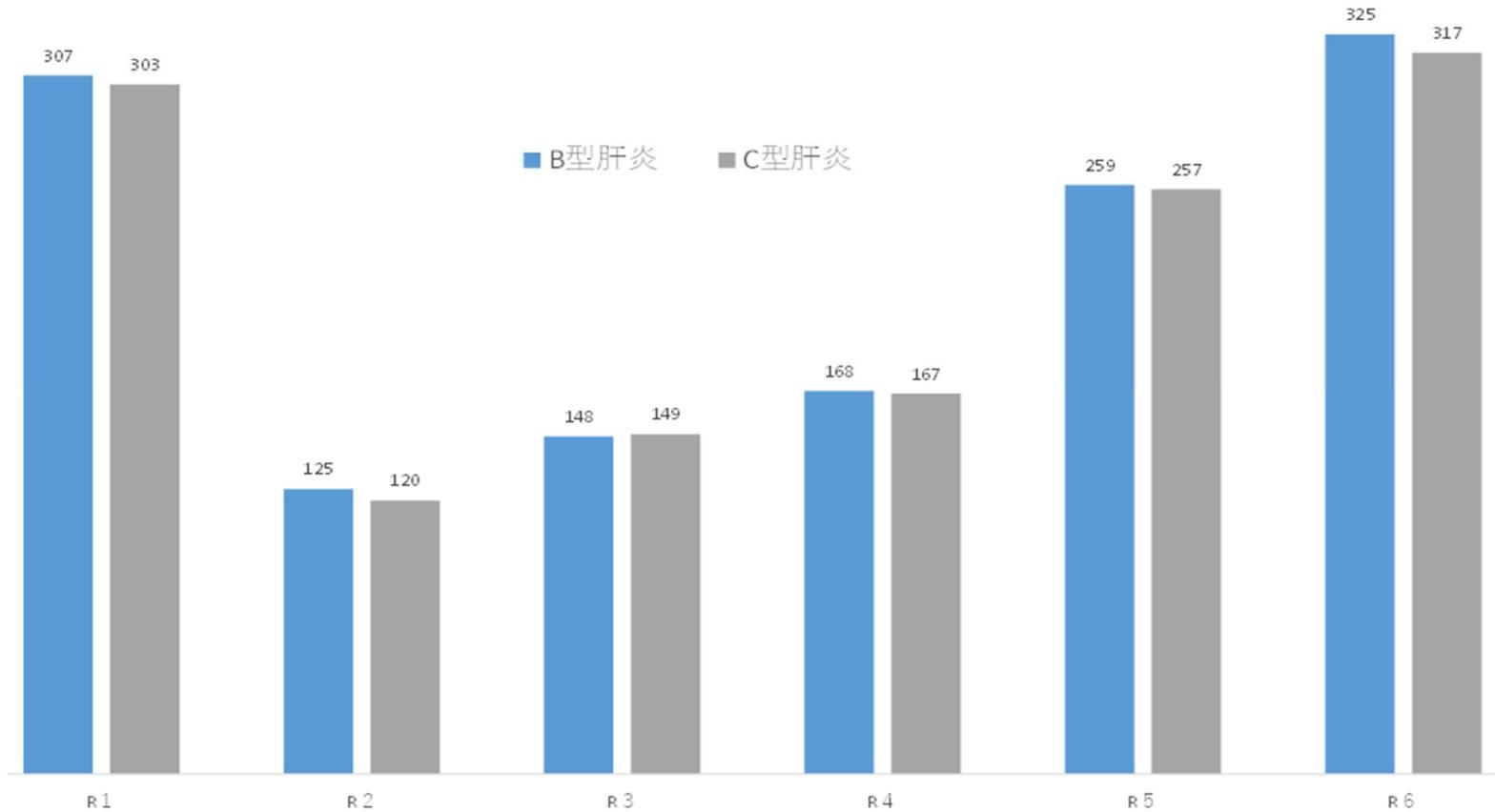
<指標> 道立保健所での検査件数の増加

【目標】 422件以上に増加

【策定時】 233件（H30～R4までの平均値）

⇒ 【令和6年度の達成状況】 B型325件、C型317件

道立保健所での肝炎検査受験者数の推移



コロナ以前の水準に戻った

検査要綱の見直しにより
他の検査との同時受検が可能になったことも増加した
要因の一つと考えられる



●検査体制

各保健所において月2回程度実施(保健所毎に設定)

●検査内容

B型肝炎ウイルス検査(HBs抗原検査)及びC型肝炎ウイルス検査(HCV抗体検査)を実施。

※1回の採血で最大4つの検査が可能
(HBs、HCV、梅毒、HIV)

●検査結果

1時間程度後にお知らせ

※HBs抗原陽性の場合、陽性の説明をし、医療機関への受診勧奨。

※HCV抗体陽性(疑陽性)の場合、陽性及び二次検査の必要性を説明。
二次検査結果の告知日調整。2次検査には2週間程度要する。

●検査費用

◆HBs抗原検査 530円(令和元年10月から)

◆HCV抗体検査 1,680円(令和元年10月から)

※ただし、次に該当される方は、無料で検査を受けることができます。

検査無料対象者

- ・ 輸血や大きな手術を受けた方
- ・ 血液凝固因子製剤を投与された方
- ・ 臓器移植を受けた方
- ・ 薬物濫用していた方
- ・ 入れ墨・ボディピアスを施している方
- ・ 定期の予防接種を集団接種された方
- ・ その他感染の可能性が疑われる方
- ・ **一度も受けたことがない方**

等

※令和6年度肝炎医療コーディネーター養成研修資料より引用

※ 令和6年4月から、要件に一度も受けたことがない方を追加した。

HIV・肝炎・梅毒検査申込書

北海道〇〇保健所 様

次により選択した検査を申し込みます。

※検査申込者は太線の枠内のみ記入してください。*は必ず記載ください。

申込年月日	年 月 日		
氏名 (匿名または暗証番号可)			年齢 歳
検査の種類	H I V	肝 炎	梅 毒
希望する検査に ☑チェックして ください	<input type="checkbox"/> 一次検査	<input type="checkbox"/> HBs抗原検査 <input type="checkbox"/> HCV抗体検査	<input type="checkbox"/> RPR法+TP法検査
受付番号	-	-	-
採血日時	年 月 日	時 分	
結果通知予定日時	年 月 日	時 分	
<p>*注意事項 必ずご一読ください*</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査結果については、電話によるお問い合わせには一切お答えできません。 検査に当たっては、保健所担当者の指示にしたがってください。 申込者の相談内容や検査結果について、秘密は厳守されており、プライバシーは守られます。 結果通知書や証明書等の結果を証明する書類の発行は行っていません。 <p style="text-align: right;">北海道〇〇保健所長</p>			
*検査への理解	事前にパンフレットを読んで、または説明を聞いて理解できましたか? <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
*検査の同意	希望した検査を行うことに同意します。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		

北海道保健所条例(昭和23年北海道条例第16号)第3条ただし書きの規定

	HIV	肝炎	梅毒
条例第3条適用者	通知第 号	通知第 号	通知第 号
<p>HIV: ①不特定多数の者との性的接触があった者 ②エイズまん延地域での滞在が長かった者 ③常習的な売春行為を行っている者 ④静脈注射等による薬物濫用者 ⑤海外で輸血を受けた者 ⑥エイズ多発国の者 ⑦その他感染の可能性が疑われる者</p> <p>肝炎: ①輸血や臓器移植を受けたことがある者及びフィブリノゲン製剤(フィブリノゲン糊)としての使用を含む。、輸入非加熱血液凝固因子製剤を投与された ②薬物濫用者 ③入れ墨・ボディーピアスをしたことがある ④肝炎ウイルス感染者と性的接触があった ⑤予防接種法に基づく定期の予防接種を集団接種された ⑥その他感染の可能性が疑われる</p> <p>梅毒: ①不特定多数の者との性的接触があった者 ②その他感染の可能性が疑われる者</p>			

肝 炎: ①輸血や臓器移植を受けたことがある者及びフィブリノゲン製剤(フィブリノゲン糊)としての使用を含む。、輸入非加熱血液凝固因子製剤を投与された

②薬物濫用者

③入れ墨・ボディーピアスをしたことがある

④肝炎ウイルス感染者と性的接触があった

⑤予防接種法に基づく定期の予防接種を集団接種された

⑥その他感染の可能性が疑われる

梅 毒: ①不特定多数の者との性的接触があった者

②その他感染の可能性が疑われる者

H I V: ①不特定多数多数の者との性的接触があった者

②エイズまん延地域での滞在が長かった者

③常習的な売春行為を行っている者

④静脈注射等による薬物濫用者

⑤海外で輸血を受けた者

⑥エイズ多発国の者

⑦その他感染の可能性が疑われる者

※ 令和6年4月から、1回の採血で最大4つの検査が可能となったので、HBs・HCV・梅毒・HIVの様式を統合した。

○目標3：医療提供体制の整備

<指標> 肝疾患に関する専門医療機関を指定している二次医療圏の増加

【目標】 21圏域

【策定時】 南檜山圏域を除く20圏域に設置 ⇒ 【令和6年度の達成状況】 南檜山圏域を除く20圏域に設置

圏域	2次医療圏	医療機関数（178）	圏域	2次医療圏	医療機関（178）
道南	南渡島	12	道北	上川中部	11
	南檜山	0		上川北部	3
	北渡島檜山	1		富良野	1
道央	札幌	82		留萌	2
	後志	6		宗谷	3
	南空知	7	オホーツク	北網	6
	中空知	5		遠紋	3
	北空知	1	十勝	十勝	12
	西胆振	6	釧路・根室	釧路	5
	東胆振	7		根室	4
	日高	1			

関係資料：令和6年度肝疾患に関する専門医療機関一覧

南檜山には専門医が不在であり、指定ができていない。引き続き、関係機関と連携し課題解決に取り組む。

○目標4：陽性者フォローアップ事業による陽性者の早期医療受診を増加

<指標> フォローアップを実施する市町村の割合の増加（新規設定）

【目標】 50%以上

【策定時】 40%（71市町村/179市町村）

⇒【令和6年度の達成状況】 **15%**（25市町村/171市町村 未回答等7自治体）

※北大自治体調査より

○目標5：肝炎医療コーディネーターの活用について

<指標1> 肝炎医療コーディネーターの認定者数増加（新規設定）

【目標】 1,000人以上

【策定時】 859人

⇒【令和6年度の達成状況】 **1,015人**（令和6年12月時点）

<指標2> 肝疾患に関する専門医療機関への肝炎医療コーディネーター配置率の向上（新規設定）

【目標】 100%

【策定時】 50.2%（90医療機関/179医療機関）

⇒【令和6年度の達成状況】 **53%**（94/178医療機関）

<指標3> 市町村への肝炎医療コーディネーター配置率の向上（新規設定）

【目標】 20%（35/179市町村）

【策定時】 8.9%（16/179市町村）

⇒【令和6年度の達成状況】 **11%**（19/179市町村）

<指標4> 道立保健所の肝炎医療コーディネーター配置率の向上（新規設定）

【目標】 100%

【策定時】 92%（24/26箇所）

⇒【令和6年度の達成状況】 **88%**（23/26箇所）

引き続き各種研修の場での制度周知等の呼びかけに努めてまいります